

第5次行財政改革大綱一部改定（案）の主な内容

財政構造改革

（リード文の修正，アンダーライン部分）

本県財政は依然として危機的な状況にあることから、これまで以上に徹底した改革を進め、平成23年度からスタートする「いきいき いばらき生活大県プラン」（新県総合計画）の推進を下支えできる、持続可能で健全な財政構造の確立を図る。

（推進内容の修正，アンダーライン部分）

○将来負担額の改善とプライマリーバランスの黒字化

全庁あげて保有土地の早期処分に取り組みながら、今後20年程度をかけて、計画的に将来負担額（1,890億円程度）を改善 ※H21年度決算ベースで修正

また、「保有土地に係る将来負担対策の全体スキーム」は、土地処分の動向及び財政負担を勘案しつつ毎年度適切に対応

（推進内容の追加）

○県等保有土地の処分推進

「県有地等処分・管理対策本部」において、改革工程表に基づく保有土地処分実績等の進行管理を徹底していくとともに、県のホームページ等を活用して情報を提供

出資団体改革

（リード文の修正，アンダーライン部分）

出資団体のあり方について抜本的な見直しを行うとともに、経営健全化に向けた取り組みを徹底していくなど、出資団体改革が確実なものとなるよう取り組む。

また、県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受け止め、スピード感を持って改革に取り組む。

（新規推進項目）

○県議会「県出資団体等調査特別委員会」の提言を受けた対応

県議会県出資団体等調査特別委員会の提言にある出資団体数、県派遣職員数、補助金・委託料等の削減目標の実現に向け、改革を推進

県庁改革

（推進内容の追加）

○県民サービス向上運動の推進

県民視点に立ったより一層のサービス向上を図るため、外部の目による評価を導入

（推進内容の追加）

○職員のやる気を高める仕組みの充実

職員がいろいろな場に足を運び、見て、聞いて、体験することなどを通じて視野を広げ、新たな発想で意欲的に仕事に取り組めるよう環境を整備

分権改革

（推進内容の追加）

○広域連携の推進

国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の地方への移譲を促進するため、関東知事会と連携し、都県域を越える事務の実施主体としての広域体制の構築に向けて検討